

# 偕生園居宅介護支援事業所指定居宅介護支援運営規程

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が設置する偕生園居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）を適正に運営するために、浜田地区広域行政組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年浜田地区広域行政組合条例第2号）第18条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業所は、要介護状態となった場合においても、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）第8条第24項に規定する居宅介護支援を適切に提供することを目的とする。

(運営方針)

第3条 事業所は、次に掲げる運営方針に基づき居宅介護支援を提供するものとする。

- (1) 利用者の選択により心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な居宅介護支援サービス、保健医療サービス、及び施設サービス等との連携を得て、心身状態の軽減、悪化の防止、予防に資する総合的かつ効果的に介護計画が提供されるよう配慮して行なうものとする。
- (2) 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ち提供されるサービス等が特定のサービス事業者に不当に偏らないよう公平・中立に行なうものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名 称	所 在 地
偕生園居宅介護支援事業所	島根県浜田市黒川町196番地1

## 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第5条 事業所に、次の職員を置く。

- (1) 事業所の長（以下「管理者」という。） 1人
- (2) 介護支援専門員 2人
- (3) 事務職員 3人

（職員の職務）

第6条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の業務を統括し、職員を指揮監督する。
- (2) 介護支援専門員は、居宅介護支援の提供に関する業務を行う。
- (3) 事務職員は、事業所の事務補助を行う。

（職員の勤務体制等）

第7条 職員の勤務体制は、社会福祉法人島根県社会福祉事業団職員就業規則（平成12年5月26日規程第3号）の定めるところによる。

2 管理者は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保するものとする。

### 第3章 居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等

（サービスの提供方法及び内容）

第8条 管理者は、当該事業所の介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとし、利用者及びその家族等からの相談対応は相談室で受けるものとする。なお、居宅サービス計画は、次の各号に掲げる方法により作成するものとする。

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、利用者及びその家族に対し当該地域における居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を適正に提供するものとする。
- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の居宅を訪問して利用者及びその家族に面接し、その有する能力や既に提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- (3) 介護支援専門員は、前号により把握された課題に基づき、当該地域における介護給付費等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集し、事業所内又は利用者の居宅においてサービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
  - (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、サービスの種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、文書により同意を得るものとする。
- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後は、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問の上利用者及びその家族と面接するほか、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況と課題を把握し、居宅サービス計画の変更、その他の便宜の提供を行うものとする。
  - 3 介護支援専門員は、次の各号に掲げる場合においては、サービス担当者会議又は担当者に対する照会等により、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
    - (1) 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合又は要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合
    - (2) 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
    - (3) 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

（営業日及び営業時間）

第9条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

（利用料等）

第10条 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用料の支払は受けないものとする。

- 2 管理者は、利用者の選定により次に規定する通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して居宅介護支援を提供する際は、公共交通機関等の実費又は通常の事業の実施地域を越える地点から1キロメートル当たり37円を、自動車を使用した場合の交通費として利用者又はその家族等から徴収するものとする。
- 3 前項の費用の額に係る居宅介護支援提供に当たっては、利用者又はその家族等にあらかじめ説明し、文書で同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 旧浜田市内
- (2) 旧那賀郡金城町の七条、下来原、上来原及び久佐
- (3) 浜田市三隅町折居、西河内、湊浦、古市場、三隅及び向野田

## 第 4 章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止のための措置)

第 12 条 管理者は、利用者に対する虐待を防止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

- 2 管理者は、虐待が発生した場合は、速やかに市町村に通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 第 1 項に規定する委員会についての必要な事項は、管理者が別に定める。

## 第 5 章 その他運営に関する重要事項

(事故発生時の対応)

第 13 条 管理者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第 14 条 利用者及びその家族等からの苦情の処理については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団苦情解決実施要領（平成 21 年 6 月 15 日要領第 4 号）の定めるところによる。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第 15 条 管理者は、感染症の予防及びまん延を防止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。

- 2 管理者は、感染症発生時において迅速に行動できるよう、実際に感染症が発生した場合を想定した対応訓練を定期的に行うものとする。
- 3 第 1 項に規定する委員会についての必要な事項は、管理者が別に定める。

(秘密保持等)

第16条 管理者は、職員及び職員であった者が、職務上知り得た利用者及びその家族等に関する一切の秘密を他に漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

2 管理者は、事業所が保有する利用者及びその家族等の個人情報については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年5月25日規程第1号）に基づき、適切に管理するものとする。

（記録の整備）

第17条 管理者は、事業所の設備、職員及び会計に関する記録、利用者に対する居宅介護支援サービスの提供に関する記録その他必要な記録を整備し、社会福祉法人島根県社会福祉事業団文書等管理規程（平成18年3月23日規程第6号）に定める期間保存するものとする。

附則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は令和 2 年 10 月 12 日から施行する。

附則

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。